相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市文苑四丁目四九番、最後の住所北海道釧路市文苑四丁目四九番六号
被相続人　亡　能村健太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日
北海道釧路市文苑四丁目四九番六号
相続財産管理人　能村　悦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県河沼郡会津坂下町字舘ノ下一一四番地一、最後の住所福島県河沼郡会津坂下町字舘ノ下一一四番地グリーンハイツⅥ一〇一号
被相続人　亡　長谷川孝弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日
福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル
相続財産管理人　弁護士　小池　達哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八街市滝台一九三九番地三、最後の住所千葉県八街市滝台一九三九番地三
被相続人　亡　佐藤　征男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号　マーキュリー千葉九階　みどり総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　横井　快太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市神奈川区浦島町三七七番地、最後の住所栃木県矢板市本町九番二五号
被相続人　亡　田中キミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日
東京都渋谷区東四丁目一〇番二八号國學院大學内法科大学院棟一階弁護士法人渋谷パブリック法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡辺　千恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区上高田二丁目二三番地、最後の住所東京都小平市大沼町二丁目二四番一四号
被相続人　亡　土屋　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日
事務所東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍中華人民共和国、最後の住所東京都小平市大沼町一丁目四一一番地の八六
被相続人　亡　朱　慶儒

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日
事務所東京都杉並区荻窪四丁目三二番三号ＡＫオギクボビル五階五〇一号髙村法律事務所　相続財産管理人弁護士　髙村　定憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区小松川二丁目七四番地、最後の住所東京都江戸川区小松川二丁目四番六―五〇一号
被相続人　亡　上村　良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日
東京都渋谷区上原一―三六―一一東高ペアシティ一〇三号代々木上原とちのき法律事務所　相続財産管理人弁護士　井村　華子（登録姓　太田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県山梨市小原西一一七五番地、最後の住所東京都練馬区西大泉二丁目一七番二〇号愛の家グループホーム練馬西大泉
被相続人　亡　海野　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日
東京都港区虎ノ門一―一二―一虎ノ門第一法規ビル三階あきつ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥平　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市中央区田名塩田三丁目三二六番地一七、最後の住所神奈川県相模原市中央区田名塩田三丁目二六番八号
被相続人　亡　石井　利明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日
神奈川県相模原市中央区相模原一丁目二番一七号　クリスタルサガミハラ七階　橋本総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　前場　俊文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県丹生郡越前町江波第六八号五五番地、最後の住所福井県丹生郡越前町朝日第二二号七番地一
被相続人　亡　谷川ハツイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日
福井県福井市宝永四丁目九番一五号　千葉ビル二階
相続財産管理人　弁護士　安部　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県日進市五色園一丁目五一五番地、最後の住所愛知県長久手市岩作東島一三番地三コーポ東島Ｂの一
被相続人　亡　青木　亮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日
愛知県日進市赤池二丁目六〇七番地クロムビル二Ａ
相続財産管理人　司法書士　平良　一器

相続債権者受遺者への請求申出の催告

京都府宇治市伊勢田町北山三〇番地一一、最後の住所京都府宇治市伊勢田町北山三〇番地の一一
被相続人　亡　鳥取　髙明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日
京都市上京区河原町通荒神口上ル宮垣町八八番地一　弘希ビル　弘希総合法律事務所
荒神口事務所
相続財産管理人　弁護士　石井　一旭

第８期決算公告　平成28年９月７日

岡山県倉敷市南畝五丁目13番１号
水島トランスシティサービス株式会社
代表取締役　田中　克典

貸借対照表の要旨（平成28年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	27,258
	固定資産	3,646
	資産合計	**30,904**
負債及び純資産の部	流動負債	12,370
	負債合計	**12,370**
	株主資本	18,533
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,533
	その他利益剰余金	8,533
	（うち当期純利益）	(1,135)
	純資産合計	**18,533**
	負債・純資産合計	**30,904**